

(案)

令和6年度

港湾環境整備負担金の負担対象工事の指定について

令和6年11月

横浜港港湾管理者

横浜市

# 港湾環境整備負担金について

## 1 制度概要

本制度は、港湾法第 43 条の 5 の規定に基づき、港湾管理者が実施した港湾の環境を整備し、又は保全することを目的とする港湾工事に要した費用の一部を、臨港地区又は港湾区域内にある工場又は事業場に係る事業者の皆様にご負担いただくものです。具体的には、横浜市港湾環境整備負担金条例にて運用しております。

## 2 負担対象事業者

臨港地区又は港湾区域内にある工場又は事業場の敷地面積等の合計が 1 万平方メートル以上の事業者

## 3 負担対象工事

- (1) 港湾環境整備施設の建設又は改良の工事
- (2) 港湾環境整備施設の維持の工事
- (3) 港湾における漂流物の除去その他の清掃のための工事

令和6年度負担対象工事の指定に関する一覧表

工事の種類	工事の名称	工事が実施された場所	工事の完了した日	工事に要した費用	負担区域	負担の割合	負担区域内にある工場又は事業場の敷地の面積等の合計
港湾環境整備施設の建設又は改良の工事	緑地の改良の工事	本牧ふ頭地区 内港地区	令和6年3月31日まで	円 63,434,525	臨港地区	1/8 1/16	m <sup>2</sup> 27,384,979
港湾環境整備施設の維持の工事	緑地の維持の工事	大黒ふ頭地区 神奈川地区 山下ふ頭地区 本牧ふ頭地区 金沢地区 鶴見地区 磯子地区 内港地区		円 317,273,511	臨港地区	1/2 1/8 1/16	m <sup>2</sup> 27,015,063
港湾における漂流物の除去その他の清掃のための工事	海面清掃	横浜港 港湾区域内		円 184,050,203	臨港地区 及び 港湾区域	1/2	m <sup>2</sup> 28,340,431

# 港湾環境整備負担金の負担対象工事 位置図

令和6年3月31日現在

